

清水町公私連携幼保連携型認定こども園の整備・運営に係る
公私連携法人の募集に関する質問書に対する回答書

資料名・ページ 項目等	質 問 内 容	回 答
募集要項 P2 2 公私連携幼保連携 型認定こども園の概要 (5) 定員	「示す人数を下限とする」とありますが、ア、イを要件とし、年齢別の参考値は下回っても良いでしょうか。	原則として、ア、イにお示しした定員は、第3期清水町子ども・子育て支援事業計画に基づく保育見込量と保育提供量から、下限値として設定したものであるため、これを下回る提案は認められません。 しかしながら、表の歳児別定員については、保育士の配置基準等を勘案してお示しした参考値でありますので、内訳については表と異なる設定としてもかまいません。 ただし、アにお示しした1号認定を減らして2号・3号認定を増やす提案については、幼保連携型認定こども園として、運営できる園児数の提案の範囲内で協議に応じます。
募集要項 P3 3 土地・建物等の条件 (2) 建物	工事期間中及び開園後の地中障害が出てた場合の対応については町と協議することが可能でしょうか。	既存施設の建設前の土地の現況は畑であったこと、既存施設の建設時には地質調査を実施していること、既存施設解体時には新たに表層の土壌を入れ替えて埋戻しすることを勘案すると、地中障害については想定していませんが、あった場合の協議は可能です。
募集要項 P3 3 土地・建物等の条件 (2) 建物	既存幼稚園の解体後について伺います。跡地が新園の園庭となる場合、重機で取りきれない細かいガラや人工物の破片が残るため、安全確保として一定の深さまで土壌置換を行う必要が生じると存じます。この土壌入替工事については、既存園の解体工事の範囲に含まれる(予定されている)という認識でよろしいでしょうか。	既存施設の解体工事では、土工において表層の土壌を入れ替えて埋戻しすることを予定しています。

募集要項 P3 4 施設整備の主体	「令和 11 年 3 月末までに開園に関する諸手続きが終了するよう、～」とありますが、公私連携法人の指定や新こども園の設置の届出、建物の竣工の期日の指定はございますか。 表題登記は開園後の登録となりますがよろしいでしょうか。	公私連携法人の指定については、募集要項 4 頁 8 にある主なスケジュールのとおり、令和 9 年 3 月末頃を想定しています。また、新こども園の設置の届出については、令和 10 年 11 月頃に本町を經由して静岡県に届出を行うとことで県の担当課から説明を受けています。 なお、建物の竣工日の具体的な指定はありませんが、静岡県による現地調査が令和 11 年 2 月頃に予定されていること、表題登記の期限は完成（引渡し）から 1 か月以内であること、諸手続の法的な期限や開園に向けた様々な準備等があることを勘案して設定してください。令和 11 年 4 月 1 日開園は厳守をお願いします。
募集要項 P3 4 施設整備の主体 (1) 駐車場及び駐輪場	清水北幼稚園、清水保育所、他近隣施設において整備台数を教えてください。また、新こども園での想定される需要も併せて教えていただけますでしょうか。	清水北幼稚園については、車での登園を原則認めていないことから、施設内の職員用駐車場のみであり、整備台数は縦列駐車です。 清水保育所については、来客用として使用している施設北側の駐車場が縦列駐車です。職員用として使用している近隣の町有地が 16 台程度あり、送迎用は近隣の店舗から営業時間外に 8 台程度を借りて対応しています。 新こども園で想定される需要については想定が困難ですが、開園時の児童のほとんどが清水保育所からの転園児であり、現在、清水保育所において同時に利用する駐車場の最大値は概ね 8 ～ 10 台程度です。
募集要項 P4 8 運営法人の募集から開園までの主なスケジュール	スケジュールにおいて、「園舎等建設工事・開園準備：令和 9 年 12 月頃～令和 11 年 3 月末」とありますが、この期間内に実施設計の期間も含まれるのでしょうか。また、2 か年度にわたる整備期間と見受けられますが、令和 10 年 3 月末（初年度末）時点での具体的な工事進捗（出来高など）の指定は求められますか。	スケジュールで示した令和 9 年 12 月頃は、工事着工を想定していますので、実施設計については、この期間に含まれていません。 国の就学前教育・保育施設整備交付金を 2 か年事業として活用する計画で静岡県に概要調書を提出している関係上、令和 10 年 3 月末時点の出来高が必要となります。現時点では初年度 10%、次年度 90% で年次割額を仮設定していますが、正式な申請は令和

		9年1月頃となりますので、運営法人の決定後に改めて協議します。
募集要項 P5 11 整備・運営に係る補助等 (1)施設整備に係る補助金	国の補助制度を活用し、本町の予算の範囲で交付するとありますが、どれくらいの予算を見込んで良いのでしょうか。	令和9年度及び令和10年度の予算につきましては、現時点で作成段階にないため、確実な金額をお示しすることはできませんが、町では建設事業費の想定が困難なため、令和8年度における国の要綱上の限度額で静岡県に概要調書を提出しております。本調書ベースでの試算額の提供は可能ですが、ホームページでの公開は困難なため、ご希望の事業者には、別途メールにてお知らせしますので、ご連絡ください。
募集要項 P5 11 整備・運営に係る補助等 (1)施設整備に係る補助金	補助金要綱(及び該当項目)、補助額の試算をいただくことができますでしょうか。	町の補助金交付要綱は、地方自治法の規定により、予算成立後でなければ制定することができませんので、現時点で公表することができませんが、国の就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱については公表されておりますので、提供は可能です。 補助金額の試算につきましては、町では建設事業費の想定が困難なため、令和8年度における国の要綱上の限度額で静岡県に概要調書を提出しております。本調書ベースでの試算額の提供は可能ですが、ホームページでの公開は困難なため、ご希望の事業者には、別途メールにてお知らせしますので、御連絡ください。
募集要項 P6 11 整備・運営に係る補助等 (2)運営費等に係る給付費等	地域子育て支援拠点事業、病児保育事業(体調不良時対応型)を補助事業として実施することは可能でしょうか。	延長保育事業や病児保育事業等の特別保育事業については、「清水町民間保育所等運営事業費補助金交付要綱」の範囲内で補助事業として実施することが可能です。 しかしながら、地域子育て支援拠点事業については、本町は委託事業として実施しており、新こども園において当該委託事業を実施する予定はありません。
募集要項 P7 12 応募手続き (4)応募書類の提出 イ 提出部数	「様式1-1、様式1-2の正本には法人の印鑑を押印」とありますが、代表印・実印などの指定はございますか。	代表者名の欄に代表印を押印してください。

募集要項 P7 12 応募手続き (4) 応募書類の提出 イ 提出部数	「添付書類には、インデックスをつけること」とありますが、様式 1－1 別紙にある書類それぞれにインデックスが必要でしょうか。 例) 様式 2－1 添付資料の「寄付行為又は定款」「登記事項証明書」それぞれにインデックスが必要でしょうか。	募集要項 7 頁には、「添付書類にはインデックスをつけること」とありますが、インデックスは各様式に付けていただき、添付書類にはインデックスを付けなくても構いません。 ただし、添付書類は、様式ごとに、様式 1－1 別紙に記載の順に綴ってください。
募集要項 P8 別紙 1－1	現状、当該敷地の道路沿い部分はセットバックされているかと存じますが、新園の計画においても同様にセットバックを行う必要はございますか。必要な場合、セットバックの距離等がわかる資料がございましたらご提供をお願いいたします。	新こども園の建設計画に当たっても、セットバックを行う必要がありますが、現位置からさらに後退する必要はないと思われますので、現施設のセットバック位置で設定してください。 なお、詳細については、沼津土木事務所にお問い合わせください。
募集要項 P8・P9 別紙 1－1 別紙 1－2	現在提供されている敷地資料は地図や公図のみとお見受けいたしますが、既存幼稚園の配置図や現況測量図などのデータ(CAD データがあればなお可)をご提供いただくことは可能でしょうか。	既存幼稚園に係る各種図面については、随時ご提供しますので、必要な図面をご指示ください。 なお、CAD データがありませんので、当時の完成図書の写し(PDF データ)での提供となります。
募集要項 P10 別紙 2 2 整備・運営等の基本条件 (3)	協定締結日は運営開始に合わせるのでしょうか。	協定の締結は、協定案の協議後、議会への報告を行った後となります。具体的には、令和 9 年 3 月下旬を想定しています。
募集要項 P10 別紙 2 1 運営法人が実施する業務 (5)	乳児等通園支援事業について余裕活用型または在園児合同型としてもよろしいでしょうか。	余裕活用型または在園児合同型でかまいません。
募集要項 P12 別紙 2 3 新設する施設の概要 (6)	ア、イに示す人数を下限として、年齢別定員の内訳については表とは異なる設定としてもよろしいでしょうか。 表の人数はそれぞれの定員の下限値と考えるのでしょうか。	原則として、ア、イにお示しした定員は、第 3 期清水町子ども・子育て支援事業計画に基づく保育見込量と保育提供量から、下限値として設定したものであるため、これを下回る提案は認められません。 しかしながら、表の歳児別定員については、保育士の配置基準等を勘案してお示しした参考値でありますので、内訳については表と異なる設定としてもかまいません。 ただし、アにお示しした 1 号認定を

		減らして2号・3号認定を増やす提案については、幼保連携型認定こども園として運営できる園児数の提案の範囲内で協議に応じます。
募集要項 P13 別紙 2 5 施設の整備に関する こと (2) ウ	「保育ニーズの変動に応じ、将来の定員変更にも対応できるように」とありますが、弾力化の受入は可能でしょうか。	弾力化の受入れは可能ですが、常時120%を超えることがないようにしてください。町としても連携して入所調整を行っていきます。
募集要項 P14 別紙 2 6 保育・教育等の運営に関する こと (2) エ	特別支援教育コーディネーターについて、要件や配置基準はございますか。	特別な支援が必要な児童とその保護者の対応について、中心的な役割を担うとともに、町や関係機関との連絡・調整の窓口を担当していただきたく、最低1人は配置してください。 なお、要件として、特別な資格等は求めませんが、特別支援に係る専門的な研修は、開園後も継続的に受講していただきたいです。
募集要項 P15 別紙 2 6 保育・教育等の運営に関する こと (4)行事について	清水北幼稚園の下記資料をご提供いただきたいです。 ・保育内容がわかる資料 ・年間行事計画	清水北幼稚園の令和8年度経営書をご提供いたします。 ご希望の事業者には、別途メールにて提供しますので、ご連絡ください。
募集要項 P15 別紙 2 6 保育・教育等の運営に関する こと (4)行事について イ	三者協議会は清水北幼稚園の保護者だけでなく、同時期に閉園予定の清水西幼稚園の保護者も含みますか。	三者協議会は、在園児のほとんどが新こども園に転園することとなる清水保育所の保護者の代表者が委員となる想定であり、清水北幼稚園及び清水西幼稚園の保護者は想定していません。
募集要項 P15 別紙 2 6 保育・教育等の運営に関する こと (5) 地域及び関係機関との連携 ア	幅広い年代の地域の方々との交流を図ることとは、高齢者施設等への慰問のようなこととの認識でよろしいでしょうか。 園内行事での交流等でしょうか。	一つの例として、園内行事での交流等、そのような認識でかまいません。
募集要項 P15 別紙 2 6 保育・教育等の運営に関する こと (6)延長保育事業等について ア	延長保育事業について、午後8時まで開園する場合の午後7時以降の時間は自主事業となりますか。自主事業とはどのような状態を指しますか。	午後7時以降の時間については、自主事業とします。自主事業とは、町の補助事業の対象外として取り扱います。

募集要項 P17 別紙 2 9 職員の研修に関する こと (2)	保育会の現状の状況を教えていた だけと助かります。 ・開催回数 (年間) ・開催日時 (日中もしくは夕方) ・活動内容等	令和 8 年度清水町保育の会の内容、 年間スケジュールに関する資料をご 提供いたします。 ご希望の事業者には、別途メールに て提供しますので、ご連絡ください。
募集要項 P17 別紙 2 9 職員の研修に関する こと (2)	清水町保育の会の内容、スケジュー ール等ご教示ください。	令和 8 年度清水町保育の会の内容、 年間スケジュールに関する資料をご 提供いたします。 ご希望の事業者には、別途メールに て提供しますので、ご連絡ください。
募集要項 P19 別紙 2 13 報告・評価等 (5) 調査及び指導	保護者アンケートはいつ取るので しょうか。 既に取りっていたら結果を共有いた だきたいです。	保護者アンケートの実施時期は、町 としては特に定めていません。公私連 携法人が新こども園において行う保 育サービスや園の運営に関し、毎年 度、保護者からの評価を把握するた め、年 1 回以上、行っていただくも です。
募集要項 P19 別紙 2 14 移行準備に関する こと (2)	企画職員の引継ぎ保育期間はあり ますか。参加者、頻度やスケジュー ールの参考となるものがあれば併せ て教えてください。	企画職員については、新こども園に おける転園児童の受入れや園の運営 が円滑に移行できるよう、確保してい ただくものです。期間や参加者、頻度 等については、法人として可能な範囲 内で、町と協議して定めることとしま す。
募集要項 P22 別紙 3 1 第 1 次審査 (書類 審査) (1)	応募の数が多い場合には第 2 次審 査を行う法人を絞る可能性はござ いますか。	応募数によって第 2 次審査への通 過を絞ることは想定していません。 ただし、第 1 次審査において、提出 された応募書類を審査した結果、応募 条件の適否について要件を具備して いない法人があった場合は、第 2 次審 査へ通過できないこととしています。
募集要項 P22 別紙 3 2 第 2 次審査 (プレ ゼンテーション及び面 接) (1) エ	プレゼンテーション資料について は事前の提出が必要でしょうか。	プレゼンテーション資料について は、事前の提出は不要です。 第 1 次審査を通過した法人につい ては、第 2 次審査の詳細について別途 通知しますので、その際、プレゼンテ ーションに必要な町の備品等につい てはお申し出ください。
様式 1 - 1 別紙 様式 2 - 1 法人概要書 添付資料) 理事会議事録	理事会議事録ですが印鑑をついた 正式なものが提出締切までに間に 合わない場合には、一度印鑑無で 提出し、その後 18 日までに印鑑有 で製本の写しを差替提出してもよ ろしいでしょうか。	かまいません。 その場合の差替提出については、9 月末日を期限とします。

様式2-1 3 法人が運営する施設の一覧	複数施設運営しているため別紙にてまとめ提出させていただいてもよろしいでしょうか。	かまいません。 その場合は、様式に「別紙による」と記入してください。
様式2-1 3 法人が運営する施設の一覧 【添付資料】	複数施設運営しているため今次計画と運営形態、規模等が近い任意の1施設分の提出でよろしいでしょうか。	任意の2施設分をご提出ください。
様式3 1 財務状況 ⑦ 借入金返済計画書	・記載内容に指定はございますか。(契約ごと、施設ごと、機関ごと等) ・期末時点から返済完了までの計画を3期分提出という認識でよろしいでしょうか。	応募する法人の借入金に係る返済計画書(合計)で記載してください。 お見込のとおり、直近3期分は、その認識でかまいません。
様式3 2 監査状況	複数の施設を運営しておりますが、すべての施設分の提出が必要でしょうか。	様式2-1の3で添付資料を提出する任意の施設と合わせてください。 したがって、様式2-1の3で2施設分の添付資料を提出する場合は、当該2施設の監査状況を記載し、資料を提出してください。
様式3 2 監査状況 【添付資料】	添付資料の「過去3か年分」はR5～R7年度分で認識相違ないでしょうか。	お見込のとおり、R5～R7年度分でかまいません。 ただし、決算期の設定により現時点でR7年度の監査を実施していない場合は、R4～R6年度分としてください。
様式4 2 運営が運営する施設の～	「※ 運営する施設が複数ある場合は、必要に応じ、複写して作成すること。」について、全園の提出が必要でしょうか。代表園のみでもよろしいでしょうか。	様式2-1の3で添付資料を提出する任意の施設と合わせてください。 したがって、様式2-1の3で2施設分の添付資料を提出する場合は、当該2施設について記載し、資料を提出してください。
様式4、様式5	記述欄について、枠や行を追加することは問題ございませんでしょうか。 また、参考書類を添付してよいでしょうか。	記述欄について、枠や行を追加していただいてもかまいません。 参考書類の添付も可とします。
その他 (参考質問)	別法人に園舎(建物)を建ててもらい賃貸物件として運営することは可能ですか。 その際、内装工事は施設整備の交付対象にはなりますでしょうか。	本事業は、公私連携幼保連携型認定こども園の整備・運営に係るものであり、町は、認定こども園法第34条第4項の規定に基づき、当該公私連携法人に対し、当該設備を無償又は時価よりも低い対価で貸し付けることを想定しております。 別法人は公私連携法人とはならないため、町との間で土地の使用貸借契

		約を締結することはなく、当該地に園舎を建てることはできないと考えられます。 したがって、ご質問のような運営形態は可能ではありません。
--	--	--